京都市交通局情報セキュリティポリシー

目次

第１章 総則

（趣旨）

第１条　京都市交通局情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）は、交通局（以下「局」という。）の事務の高度な情報化の推進（以下「高度情報化推進」という。）を図るため、情報システムの適正な利用及び情報セキュリティの確保に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　情報システム　電子計算機、ソフトウェア、記録媒体及びネットワーク（電子計算機を相互に接続し、情報を伝送するための設備をいう。）の集合体であって、情報の処理を一体的に行うよう構成されたものをいう。

⑵　電子情報　電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録された情報のうち、電子計算機で取り扱うものをいう。

⑶　入出力帳票　電子計算機に入力するための情報（既に入力された情報の編集、加工、修正、更新、検索又は消去を行うための情報を含む。）が記録された帳票及び電子計算機から出力される帳票をいう。

⑷　情報資産　情報システム、電子情報、入出力帳票並びに情報システムに係る設計書、仕様書その他情報システムの企画、調達、開発、運用、管理及び評価を行うために必要な書類をいう。

⑸　情報セキュリティ　情報資産が次のいずれにも該当する状態（機密を要しない情報資産にあっては、イ及びウのいずれにも該当する状態）をいう。

ア　機密が保持されている状態

イ　破壊、改ざん、不正な消去その他の事故のない状態

ウ　必要があるときに利用することができる状態

⑹　課等　次に掲げる組織をいう。

ア　京都市交通局事務処理規程第２条第１項に規定する課（同項に規定する課を置かない室を含む。）

イ　京都市交通局事業所規程第２条第１項に規定する事業所

⑺　課長等　課等の長（課を置かない室にあっては別に定める課長、研修所、営業所、運輸事務所にあっては所長、自動車整備工場、車両工場にあっては工場長）をいう。

（交通局職員の責務）

第３条　交通局職員（非常勤嘱託員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を含む。以下同じ。）は、情報システムを利用するに当たっては、法令を遵守するとともに、情報セキュリティを確保するために必要な措置を採らなければならない。

第２章 高度情報化推進のための体制

（会議の開催）

第４条　京都市公営企業管理者交通局長は、必要があると認めるときは、高度情報化推進のための会議を開催するものとする。

（最高高度情報化推進責任者）

第５条　局に、最高高度情報化推進責任者（以下「最高推進責任者」という。）を置く。

２　最高推進責任者は、次長をもって充てる。

３　最高推進責任者は、局の事務の高度情報化推進に係る事務（情報セキュリティの確保に係るものを除く。）の責任者として、次に掲げる事務を統括する。

⑴　局の事務の高度情報化推進に係る計画の企画（情報セキュリティの確保に係るものを除く。）に関すること。

⑵　前号に掲げるもののほか、情報システムの適正な利用に関すること。

（最高情報セキュリティ責任者）

第６条　局に、最高情報セキュリティ責任者を置く。

２　最高情報セキュリティ責任者は、次長をもって充てる。

３　最高情報セキュリティ責任者は、局の情報セキュリティの確保に係る事務の責任者として、次に掲げる事務を統括する。

⑴　情報セキュリティの確保に係る計画の企画に関すること。

⑵　前号に掲げるもののほか、情報セキュリティの確保に関すること。

（情報セキュリティ監理者）

第７条　局に、情報セキュリティ監理者（以下「監理者」という。）を置く。

２　監理者は、監察監（監察監が最高高度情報化推進責任者と同じ場合は、企画総務部長）をもって充てる。

３　監理者は、情報セキュリティを確保するための対策（以下「情報セキュリティ対策」という。）の推進の状況を継続的に監理し、必要があると認めるときは、最高情報セキュリティ責任者に対し、情報セキュリティを確保するために必要な措置を講じるよう勧告する。

（高度情報化推進統括者）

第８条　局に、最高推進責任者を補佐するため、高度情報化推進統括者（以下「推進統括者」という。）を置く。

２　推進統括者は、企画総務部運賃政策担当部長をもって充てる。

３　推進統括者は、最高推進責任者の命を受け、次に掲げる事務を掌理する。

⑴　高度情報化推進に係る施策及び意見の調整並びに当該施策の実施に関すること（情報セキュリティの確保に係るものを除く。）。

⑵　情報システムの適正な利用に関すること。

（情報セキュリティ統括者）

第９条　局に、最高情報セキュリティ責任者を補佐するため、情報セキュリティ統括者を置く。

２　情報セキュリティ統括者は、企画総務部運賃政策担当部長をもって充てる。

３　情報セキュリティ統括者は、最高情報セキュリティ責任者の命を受け、情報セキュリティの確保に関する事務を掌理する。

（情報セキュリティ管理責任者）

第１０条　局に、情報セキュリティ統括者を補佐するため、情報セキュリティ管理責任者を置く。

２　情報セキュリティ管理責任者は、企画総務部企画調査課長をもって充てる。

３　情報セキュリティ管理責任者は、情報セキュリティ統括者の命を受け、情報セキュリティの確保に関する事務を掌理する。

（情報システム管理者）

第１１条　情報システムの構築及び運用に係る業務を主管する課等（以下「主管課」という。）に情報システム管理者を置く。

２　情報システム管理者は、主管課の課長等をもって充てる。

３　情報システム管理者は、主管する情報システムの安定的な運用及び管理に努め、情報セキュリティを確保するために必要な措置を採らなければならない。

（情報セキュリティ管理者）

第１２条　課等に情報セキュリティ管理者を置く。

２　情報セキュリティ管理者は、課長等をもって充てる。

３　情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティを確保するため、これに必要な措置を講じるとともに、所属職員を指導しなければならない。

（緊急時即応体制）

第１３条　情報セキュリティ統括者は、局が保有する情報資産の破壊、改ざん、不正な消去その他情報資産に係る事故（以下「事故」という。）が発生し、又は発生するおそれがある緊急の事態（以下「事故の発生等」という。）に迅速かつ適切に対応するため、次に掲げる事務を統括する。

⑴　事故の発生等に際し、被害を最小限にとどめ、又は未然に防止するために必要な措置を講じること。

⑵　情報セキュリティ対策に係る他の局等その他関係機関等との連絡及び調整に関すること。

２　次に掲げる者は、情報セキュリティ統括者の指揮に従い、前項各号に掲げる事務に従事する。

⑴　情報セキュリティ管理責任者

⑵　前号に掲げる者のほか、情報セキュリティ統括者が指名する企画総務部企画調査課に属する職員

第３章　情報システムの適正な利用

（情報システム利用指針に基づく事務の実施）

第１４条　最高推進責任者は、市長部局の最高高度情報化推進責任者からの要請があるときは、必要に応じて、市長部局の情報システム利用指針（以下「情報システム利用指針」という。）に基づき、事務を行うこととする。

（推進統括者の指導等）

第１５条　推進統括者は、情報システム利用指針に基づく事務の結果、情報システムの開発又は改修等が情報システム利用指針に照らして適当でないと認めるときは、情報システム管理者及び課長等に対し、情報システムを適正に利用するために必要な指導又は助言を行うものとする。

２　情報システム管理者及び課長等は、前項の指導又は助言を受けたときは、情報システムの見直しその他の必要な措置を採るよう努めなければならない。

（情報システムの運用等に係る報告）

第１６条　推進統括者は、必要があると認めるときは、情報システム管理者に対し、情報システムの運用及び管理の状況について報告を求めることができる。

第４章 情報セキュリティの確保

（情報セキュリティ対策基準の策定）

第１７条　最高情報セキュリティ責任者は、局の保有する情報資産を適切に管理し、事故を防止するため、電子情報を保護するための対策その他の情報セキュリティ対策に関する基準（以下「情報セキュリティ対策基準」という。）を策定しなければならない。

（事故発生時の対応）

第１８条　情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者（以下「情報セキュリティ管理者等」という。）は、事故が発生したときは、直ちにその状況を調査するとともに、その事故の内容を情報セキュリティ管理責任者に報告しなければならない。

２　情報セキュリティ管理責任者は、前項の報告を受けたときは、情報セキュリティ管理者等に対し、必要な指示をするとともに、直ちに情報セキュリティ統括者に報告しなければならない。

３　情報セキュリティ統括者は、前項の報告を受けたときは、軽易な事故を除き、直ちに最高情報セキュリティ責任者及び監理者に報告しなければならない。

４　最高情報セキュリティ責任者は、前項の報告を受けたときは、情報セキュリティ統括者に対し、事故の再発を防止するために必要な措置を講じるよう指示しなければならない。

（実施状況の監査）

第１９条　情報セキュリティ統括者は、課等における情報セキュリティ対策の実施状況について、定期的に監査を行わなければならない。

２　情報セキュリティ統括者は、最高情報セキュリティ責任者に対し、前項の監査の結果を報告しなければならない。

（情報セキュリティ対策基準の見直し）

第２０条　最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策の実施状況、情報通信技術の進歩その他の社会情勢の変化を踏まえ、必要があると認めるときは、情報セキュリティ対策基準の見直しを行わなければならない。

（措置の要請）

第２１条　最高情報セキュリティ責任者は、必要に応じ、市長部局、消防局、上下水道局、市会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局若しくは固定資産評価審査委員会事務室の長又は教育長に対し、情報セキュリティを確保するために必要な措置を講じることを要請するものとする。

第５章 雑則

（補則）

第２２条　このポリシーにおいて別に定めることとされている事項及びこのポリシーの施行に関し必要な事項は、最高情報セキュリティ責任者が定める。

附　則

このポリシーは、平成１４年１０月１日から施行する。

附　則

このポリシーは、平成２０年１月３０日から施行する。

附　則

このポリシーは、平成２８年１１月１７日から施行する。

附　則

このポリシーは、令和５年７月２０日から施行する。

附　則

このポリシーは、令和６年７月１日から施行する。

附　則

このポリシーは、令和８年４月１日から施行する。

附　則

このポリシーは、令和８年８月１日から施行する。